見	婚姻	届		
本	OO年OO * ゑま日を記入し 東京都昭島i	書類調本 百雜記載 記載調本 調 本 再 附		
(1)	(よみかた) 氏 名 生年月日	まになる人 まになる人 あきしまたろう しょうわはなこ 昭島 太郎 昭和 花子 平成3年4月10日 平成4年8月20日		
(2)	住 所 【住民登録してい るところ (よ み か た)	現在の住民登録をしているところを 現在の住民登録をしているところを お入してください。 お入してください。		
(3)	本籍 外国人のときは 国籍だけをかい てください	東京都昭島市 東京都立川市 田中町1丁目17 番 錦町3丁目2 番 ^{筆頭者} の氏名 昭 品 八 ル		
	父母及び養父母の 氏 名 父母との 続き柄 右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	父 昭 内 財 株き柄 父 昭 和 三 郎 続き柄 母 ハ ル 長男 母 秋 子 二女 養父 一 株き柄 大 田 和 五 郎 株き柄 養母 大 大 本 子 本 本 本 本		
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	 □夫の氏 新本籍 (左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ‡ どちらかの□に ✓ をつけてください。(外国籍の方と結婚される場合は不要です。) □妻の氏 東京都昭島市つつじが丘3丁目3番 番地 		
(5)	同居を始めた とき	令和3 年 1 月		
(6)	初婚・再婚の別	表		
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事	表 表 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 表 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 表 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労世帯で勤め先の従業員数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 表 4. 3にあてはまらない常用勤労世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5) 表 表 表 表 表 表 表 表 表		
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
	届出人署名 (※押印は任意)	大田島太郎 昭和花子		
	事件簿番号	住所定めた年月日 連 電話(544)5111 番 夫 年月日 終 年 自宅 勤務先・呼出 方		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。 その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当 係で下調べをしておいてください。) 届書は1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要ですから、あらかじめ用意してください。

		証	人
署※	名 押印は任意	東京夏子	平 成 冬 子
生	年 月 日	昭和 40年12月20日	昭和 50年3月15日
/ }	=r	東京都昭島市昭和町	東京都昭島市朝日町
住	所	4丁目7番1号	5丁目8番5号
本	籍	東京都昭島市昭和町	東京都昭島市朝日町
		番地 4丁目7 番	番地 5丁目8 番

- → 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 - 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。 養父母についても同じように書いてください。
- → □には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください(外国人と婚姻する場合はチェッ クは不要です)。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられ ますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。

届けられた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎ 署名は必ず本人が自署してください。
- ◎ 押印は任意です。

裏面もご覧ください。

- → 婚姻前の氏で、署名・してください(※押印は任意です)
- → 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

婚姻届の書き方と

届出の仕方

婚姻は戸籍法の定めるところにより、これを届出ることによってその効果が生じます。

婚姻できる年齢

* 男性は18才・女性は18才からです。 ※ただし、令和4年4月1日現在16歳以上18歳未満の女性は父母の2人の同意があれば婚姻ができますので届出書「その他」の欄あるいは、別紙(市民課に所定の用紙があります)に同意の旨を署名、押印してもらってください。

届出をするところ

* 夫または妻の本籍地、あるいは所在地の市区町村役場で届出をすることができます。 昭島市の場合には、市役所市民課(本庁)で受付します。 ただし、閉庁時間及び閉庁日は市役所警備員室で受付します。

届書通数と添付書類

- * 夫・妻とも本籍地以外の市区町村役場に届出をするときは、届出書1通と夫と妻の戸籍全部 事項証明書(戸籍謄本)各1通。
- * 夫または妻の本籍地の市区町村役場に届出をするときは、届出書1通と届出先に本籍地のない夫または妻の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通。
- * 夫・妻とも本籍地が届出先の市区町村役場にあるときは、、届出書1通。

届 出 人

* 夫と妻の旧姓で署名してください(押印は任意です)。

証

* 成年者の証人2人の署名を受けてください(押印は任意です)。

婚姻により住所を変更される方は、住所変更届を

* 転入届 — 他の区市町村から市内に異動してきたとき (住み始めてからの手続きをしてください。)

14日以内

* 転居届 — 市内で住所を異動したとき (住み始めてからの手続きをしてください。)

14日以内

* 転 出 届 — 市外に住所を異動するとき 転出する前 (市外に住み始める予定でも手続きができます。) に

* 世帯変更届 — 世帯主の変更や世帯の合併や分離をしたりするとき

- ※ 昭島市では、大切な個人の戸籍を守るため戸籍届出の際に、 本人確認を実施しています。
- ※ 届出書提出の際には身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)をお持ちになってください。
 - ・来庁者の顔写真及び氏名・住所等が記載されている官公署が発行した証明書は1点、保険証・年金手帳など顔写真が無いものは2点で確認させていただきます。

----- 詳しくは市民課戸籍係へおたずねください。

昭島市役所

042 - 544 - 5111

(内線2012~2014)